

平成21年9月29日

金融庁  
監督局保険課 御中

在日米国商工会議所  
保険委員会



## ソルベンシー・マージン比率の見直しの改定骨子（案）に対する意見

### 1. [改定骨子（案）1. (2)] 保険料積立金等余剰部分に関するソルベンシー・マージンへの算入制限について

今回のソルベンシー・マージン比率の見直しの改定骨子（案）（以下「改定骨子（案）」）について、以下の点から、保険料積立金等余剰部分に「中核的支払余力」による算入制限を設けるべきではないと考えます。

- 現在、日本の法令においては、標準責任準備金制度の下、標準基礎率（あるいは保険料計算基礎率）を使用して純保険料式で計算した責任準備金を積み立てることとされており、積立方式および基礎率には黙示的なマージンが含まれています。実際に、日本の標準責任準備金は米国の法定責任準備金に比べ、十二分に保守的な水準となっていること。
- この積立水準を基準に、生命保険会社の健全な財務基盤を確保するという観点から、各社その充実に取り組んできたと理解していますが、今般の改定案では制限を設けることとなり、標準責任準備金の積立を達成し、健全な財務基盤を確保するという方向性と不整合であること。
- 将来の経済価値ベースのソルベンシー・マージン規制の導入を視野に入れた見直しという位置づけの中で、現在、国際的な議論がなされている経済価値ベースでの責任準備金の評価は営業保険料式または全期チルメル式に近い方式で調整が進んでおり、国際的な負債評価方法の議論や経済価値ベースの負債評価の視点で見ると、当該部分は、マージンとして認識するのが自然であること。
- 平成19年4月3日付「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等について」（ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チーム）と題された報告によると、解約返戻金超過分のマージン算入については、「基礎率の違いを考慮しなければ、現在の枠組みの中で全期チルメル式を上回る部分をマージンとして算入することは許容される

との意見が大勢を占めた。」と総括していること。また、平成20年2月「ソルベンシー・マージン比率の見直しの骨子（案）」を公表後、同年10月の大和生命の破綻や秋以降の金融危機の教訓等を踏まえマージン算入の厳格化を見直したとありますが、大和生命の事例を踏まえたのであれば、保険料積立金等余剰部分のうち、「①追加責任準備金のうち保険計理人の指摘等に基づき債務履行に不可欠とされた部分について不算入とする」部分で十分であり、取えてそれを超える保険料積立金等余剰部分に制限を設けることは本来のマージンを過少に評価することになること。

## 2.[改定骨子（案） 1. (1) (2) (4)] 算入制限に係る「その他有価証券評価差損」の控除について

① 今回の改定骨子（案）においては、「繰延税金資産」、「保険料積立金等余剰部分および負債性資本調達手段」、「税効果相当額」の算入制限の前提となるコア部分から「その他有価証券評価差損」が控除されていますが、「その他有価証券評価差損」は今回の見直しの基礎となる現行の制度においても「その他有価証券評価差額（税効果控除前）」として別途マージンから（マイナスの場合）100%控除されておりオフバランス性のマージンへの牽制効果として二重・三重に控除されることとなります。この取扱いは、経済価値ベースで見たとしても過剰な控除であり、オフバランス性のマージン算入制限に関しては、「その他有価証券評価差損」を控除すべきではないと考えます。

また、その他有価証券評価差損が増加するリスクは資産運用リスクで考慮されるものがありますが、ソルベンシー・マージン資本の視点からは、上記により、二倍・三倍のリスクを抱えることになり、過剰なセンシティビティが与えられることとなります。

② 中核的支払余力（コア・マージン）の合計額から控除すべき「その他有価証券評価差損」とは、当然、その他有価証券評価差損益を合算して差損が発生した場合の差損額と理解していますが、現在の書きぶりでは不明瞭なため、「その他有価証券評価差損益を通算してネットで差損が生じた場合の差損の額」とすることで明確にすることはできないでしょうか。もし万が一、改定骨子（案）で意図している「その他有価証券評価差額」の定義が、上記の解釈と違う場合には、その意図している定義とその定義の背景および考え方をご教示いただけますようお願いいたします。

## 3.[改定骨子（案） 1. (2)] 保険料積立金等余剰部分および負債性資本調達手段

負債性資本調達手段等と相互会社の基金の調達手段を比較すると、その協約内容・経済的な機能が同等である場合が多いと思われれます。負債性資本調達手段等の算入制限に当たっては、これら同等物について整合的な制度設計となるよう検討をお願いいたします。

#### 4. [改定骨子 (案) 1. (1) (4)] 繰延税金資産および税効果相当額

今回の改定骨子 (案) においては、繰延税金資産のうち、価格変動準備金、保険契約準備金、評価・換算差額に係るもの以外については、純資産および各所準備金等の20%を限度として算入できるものとするとしています。保険会社の場合、価格変動準備金、保険契約準備金、評価・換算差額に係るもの以外の主なものは、過去に計上した有価証券の減損や貸付金の貸倒引当金繰入額のうち税務上損金とならなかったもの、ならびに退職給付引当金繰入額における損金算入限度超過額が主なものであり、したがって税金の前払的性格を有するものと考えられます。また、資産性に関する会計監査が行われており、回収可能とみなせる金額に限り貸借対照表に計上されています。以上から、一定のもの以外を算入限度の対象とすることには理論的な合理性・妥当性が見出せません。

また、評価・換算差額に係る繰延税金資産を算入限度の対象外とし、有価証券の減損および貸付金の貸倒れ引当金の計上に起因する繰延税金資産を算入限度の対象としていることに関しては、経済的に同等なもの（一方は評価差額が貸借対照表上の純資産の部に直接計上され、一方は評価差額が損益計算書を通じて貸借対象上の純資産の部の利益剰余金に含めて計上される）について異なった取扱いを行うこととなります。これらは同一に取り扱い、算入限度の対象とすべきではないと考えます。

#### 5. [改定骨子 (案) 2. (3)] 予定利率リスク相当額

現行の予定利率リスクは、責任準備金の算出の基礎となる予定利率を確保できなくなるリスクと定義されており、保険会社の一般的な資産ポートフォリオによる収益率が予定利率を下回り、逆ざやとなる金額の期待値を予定利率リスク相当額として計測しています。

今般の改定骨子(案)において、価格変動リスクの分散投資効果については、各社のポートフォリオに基づいて算出するよう見直されていますが、予定利率リスクにおいては、負債側は各社の予定利率別の実績に応じて計算される一方で、収益率については依然として保険会社の一般的な資産ポートフォリオを用いており、各社の実情を全く反映していません。各保険会社のポートフォリオや資産の状況を反映した収益率を用いて予定利率リスクを計算するなど、ソルベンシー・マージン比率の信頼性にかかる一層の向上の観点から各社の実情がより反映されるよう精緻化が必要と考えます。

特に、外貨建商品の負債に対しては外貨建資産により資産運用を行うことが基本であるため、円建負債を前提とした保険会社の一般的なポートフォリオを予定利率リスク算定のために使用した場合は、予定利率リスクとして逆ざやを生じるリスクを適正に把握できないと考えられます。例えば、米ドル建で利率保証をしている契約について、将来のドル金利の低下により逆ざやを生じるリスクを測定するためには、保険会社の一般的なポートフォリオを使用するのではなく、米国ドルに適合したリスクを測定するのが合理的と考えます。

すなわち、外貨建商品の予定利率リスク相当額を算出するにあたっては、外貨建資産のみの収益率、標準偏差を使用すべきと考えます。

#### 6. 〔改定骨子（案）2. (4)〕 最低保証リスク相当額

① 改定骨子（案）においては代替的手法について触れられていないため、以下の点について確認させていただきたくお願いいたします。

- (a) 最低保証に係る保険料積立金の計算について、基本的に標準率以外の期待収益率、ボラティリティを使用する場合は代替的手法として扱われることでよろしいでしょうか。
- (b) また、施行規則に定義される以外の手法、例えばブラック・ショールズ等の確率微分方程式では容易に解が求まらず、近似式では誤差が大きい場合、シナリオ・シミュレーションにより最低保証に係る保険料積立金を算定することとなりますが、この方式についても代替的方式として取り扱われることでよろしいでしょうか。
- (c) 代替的方式と分類された場合は、平成8年大蔵省告示第50号別表第6の2の代替的方式に定める13要件等の規定がそのまま適用されることでよいか。ただし、最低保証に係る保険料積立金を、標準基礎率を用いたシナリオ・シミュレーションにより算定し、その他については改定骨子（案）どおりに計算する場合は、実質的には標準的手法と考えられるので適用外ということによろしいでしょうか。

② 期待収益率およびボラティリティの設定に関して、保険料積立金を計算したとき、標準的方式による保険料積立金と代替的方式によるそれとが10%以上乖離してはならない（商品認可時において検証されることとなっている。その後は検証の必要なし。）と理解していますが、ソルベンシー・マージン比率の代替的方式についてはその要件は適用されないとの理解でよろしいでしょうか。

#### 7. 〔改定骨子（案）2. (5)〕 価格変動等リスク相当額

資産・負債のマッチングによって金利リスクをコントロールしようとするなかで、資産ポートフォリオにおいて債券の割合が高まることは自然なことと考えております。一方でそのような債券中心の資産運用に変えていきますと、新基準における価格変動リスクは分散投資効果が低くなり、結果的に現行基準の数倍のリスク量となりえます。これはALMの促進を阻害する可能性があるかと懸念します。

また、満期保有目的債券を価格変動リスクの対象外としている一方で、責任準備金対応債券を価格変動リスクの対象としているのはバランスを欠いています。ALM推進へのインセンティブになる点、実質的に負債とマッチングしている点からも、その分類が統一され透

明性が確保されている限りにおいては、責任準備金対応債券も価格変動リスクの対象資産から除外すべきであると思います。また、同様に、外貨建保険負債との対応関係が明確な外貨建満期保有目的債券、外貨建責任準備金対応債券に関しても価格変動リスクの対象外にすべきであると思います。一般に、資産・負債のマッチング運用で金利リスク軽減が図られている場合、価格変動リスクを減じる等の配慮が必要だと考えます。

また、デリバティブ取引をどのような基準によって価格変動等リスク対象資産に分類するかを明確にする必要があると考えます。例えば、外貨建資産に対し包括的に為替ヘッジしている場合には、そのヘッジが外貨建債券・外貨建貸付・外国株式のいずれに対するものが不明確となり、分散投資効果の計算が困難になります。

#### 8. [改定骨子 (案) 2. (6)] 信用リスク相当額

証券化商品の商品内容の把握が十分でないと判断する基準が不明確なため、どのような場合に十分でないと判断されるのか、具体的にご教示いただけますようお願いいたします。